

二本松市 第十次高齢者福祉計画 第九期介護保険事業計画



1 計画策定の趣旨

この計画は、介護保険及び福祉サービスを総合的に推進するために策定するもので、令和3（2021）年度にスタートさせた「第九次高齢者福祉計画・第八期介護保険事業計画」が令和5（2023）年度に終了することから、令和6（2024）年度からの「第十次高齢者福祉計画・第九期介護保険事業計画」を新たに策定し、これまでの重点的な施策に引き続き取り組むことを基本に、“地域共生社会の実現”と“2040年への備え”という観点から、地域包括ケアシステムの更なる深化・推進に重きを置き、諸施策に取り組んでいきます。

2 計画の期間

介護保険法の規定により、3年ごとに「介護保険事業計画」を策定することが義務付けられていることから、この計画の期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和21年度	令和22年度	令和23年度
				(2025年度) 団塊の世代が 75歳以上	中長期的な見通し					(2040年度) 団塊ジュニア 世代が65歳以上	
第八期			第九期			第十期			第十四期		
		見直し			見直し			見直し			

3 基本理念と基本目標

基本理念に「みんなで支え合い 心ふれ合う暮らしのできるまち 二本松」を新たに設定し、高齢者が地域社会とつながり、いつまでも元気に自分らしく暮らせるまちづくりを目指します。また、5つの基本目標に整理し、施策を展開していきます。

基本理念

みんなで支え合い
心ふれ合う暮らしのできるまち
二本松

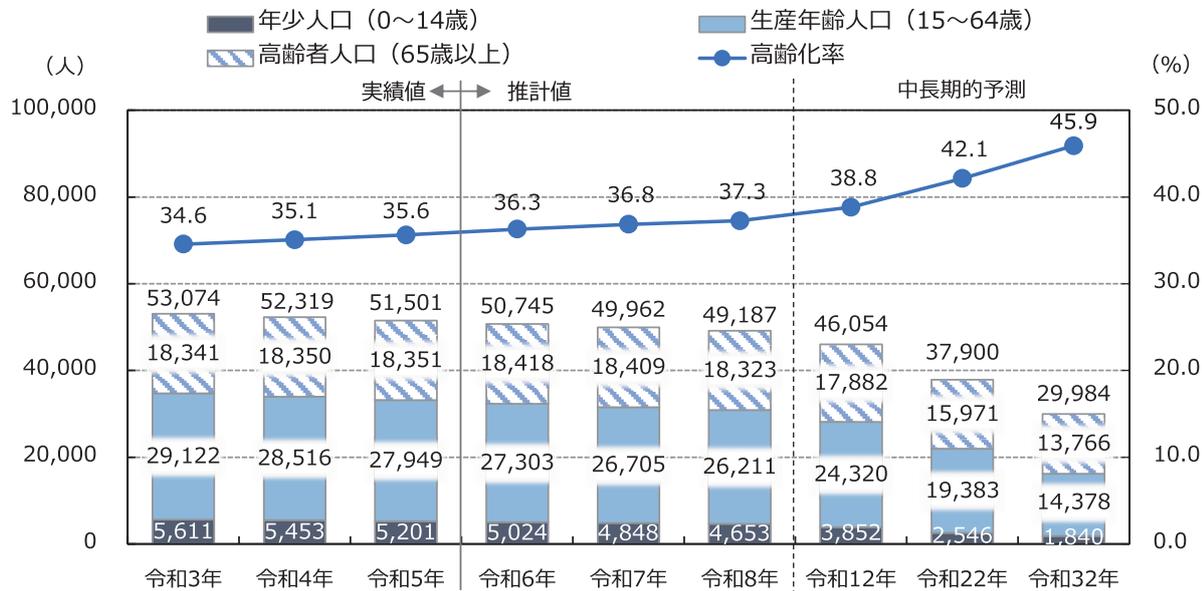
基本目標

- 1 地域包括ケアシステムの推進
- 2 健康づくりと介護予防の推進
- 3 住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりの推進
- 4 高齢者の社会参加と生きがいづくりの推進
- 5 介護保険事業の適正・円滑な運営

4 二本松市の将来推計

(1) 総人口の推計

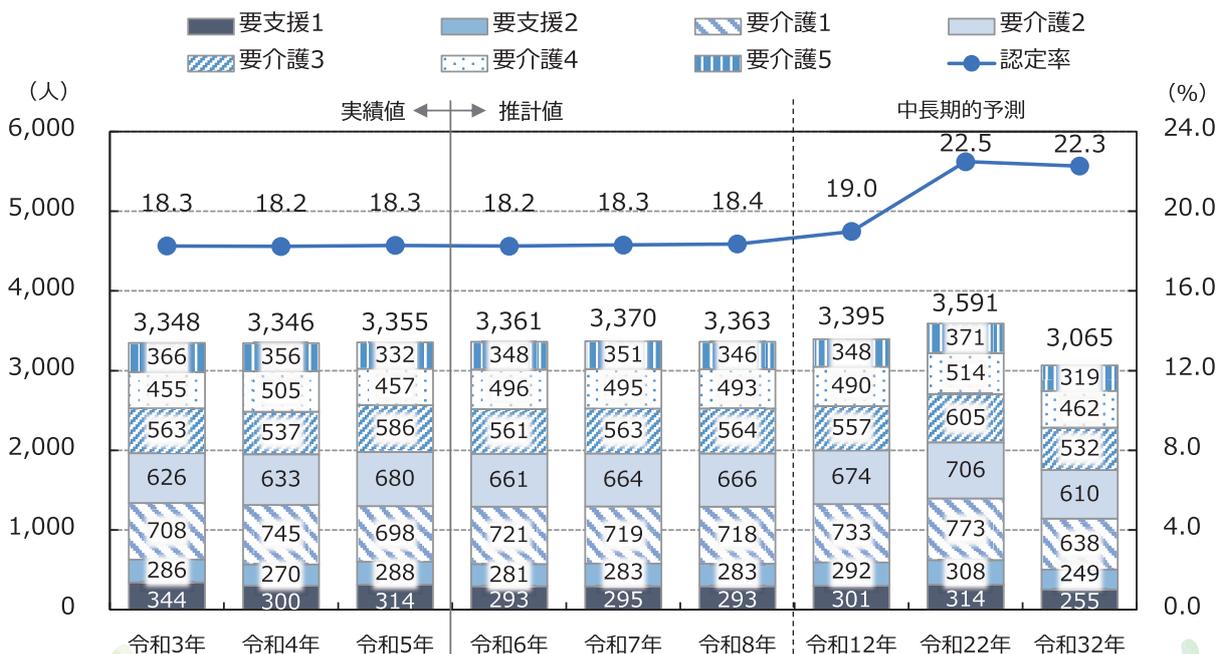
本市の総人口は減少し続け、本計画の最終年の令和8年には49,187人になる見込みです。一方で、高齢者人口は増加傾向で、令和6年をピークに減少に転じますが、高齢化率は緩やかに上昇し、令和8年には37.3%になる見込みとなっています。



資料：実績値は住民基本台帳／各年10月1日現在、推計値は実績値を基にコーホート変化率法にて算出

(2) 要支援・要介護認定者の推計

要支援・要介護認定者数は微増傾向で、令和8年には3,363人になる見込みです。要介護度別では、令和5年と令和8年を比較すると、要介護1や要介護4の伸びが大きくなっています。認定率は、令和8年には18.4%と横ばい傾向ですが、令和22年には20%を超える見込みとなっています。



※第2号被保険者を除く 資料：地域包括ケア「見える化」システム／各年10月1日現在

5 施策の展開

基本目標 1 地域包括ケアシステムの推進

(1) 地域包括ケアの連携体制の充実

●主な取り組み

1) 地域包括支援センター業務の充実

- ①総合相談支援・権利擁護
- ②地域資源の発見、開発等既にある社会資源の活用
- ③認知症関連事業の推進

- ④介護予防事業及び通いの場の支援
- ⑤地域の社会資源によるネットワークを通じた取り組みの推進

2) 地域ケア会議の充実

(2) 高齢者を支えるしくみづくり

●主な取り組み

- ①福祉に対する意識づくり(市民への広報活動)
- ②生活支援体制整備事業
- ③小・中学校における福祉教育の充実
- ④市内の各種団体等との連携
- ⑤役割分担の調整
- ⑥ボランティアグループ育成事業
- ⑦社会福祉協議会活動支援事業
- ⑧地域での見守り体制の強化

- ⑨介護相談員の養成
- ⑩介護相談員派遣事業
- ⑪成年後見制度の利用支援
- ⑫高齢者の権利擁護
- ⑬高齢者虐待防止ネットワーク連絡会議
- ⑭高齢者虐待への対応
- ⑮相談窓口の充実・広報の拡充
- ⑯関係機関を対象とした研修等の実施

(3) 認知症高齢者への支援体制の充実

●主な取り組み

- ①認知症サポーター養成講座
- ②チームオレンジの構築
- ③認知症高齢者等見守り・SOSネットワーク
- ④認知症カフェ(オレンジカフェ)
- ⑤認知症ケアパス(認知症あんしん手引き)

- ⑥認知症初期集中支援チーム
- ⑦認知症地域支援推進員
- ⑧認知症高齢者等見守りQRコード活用事業
- ⑨認知症の理解促進のための普及啓発
- ⑩認知症予防対策の推進

コラム

地域包括支援センターとは？

高齢者の方が住み慣れた地域で、尊厳あるその人らしい生活を送るために、市が設置した高齢者の総合相談窓口です。ここでは、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャー等の専門職が中心となって、介護や福祉、生活に関連した、高齢者に対する総合的な支援を行っています。



コラム

共生社会の実現を推進するための認知症基本法

認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会の実現を目的に、令和5年6月14日に成立、令和6年1月1日に施行されました。この法律では認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、7つの基本理念と、認知症の人に関する国民の理解の増進等、認知症の人の社会参加の機会の確保等、サービス提供体制の確保、認知症の予防等の8つの基本的政策を定めています。また、9月を認知症月間、9月21日を認知症の日と定め、認知症についての理解と関心を深める期間としています。

★9月は認知症月間
★9月21日は認知症の日



基本目標2 健康づくりと介護予防の推進

(1) 健康づくりや生活習慣病予防の推進

●主な取り組み

- ① 総合型地域スポーツクラブの活動支援
- ② 生活習慣病予防の推進
- ③ 特定健康診査・特定保健指導等の充実
- ④ 医療機関との連携の強化(在宅医療・介護連携推進事業)
- ⑤ 高齢者温泉等利用健康増進事業
- ⑥ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

(2) 介護予防事業の充実

●主な取り組み

1) 一般介護予防事業

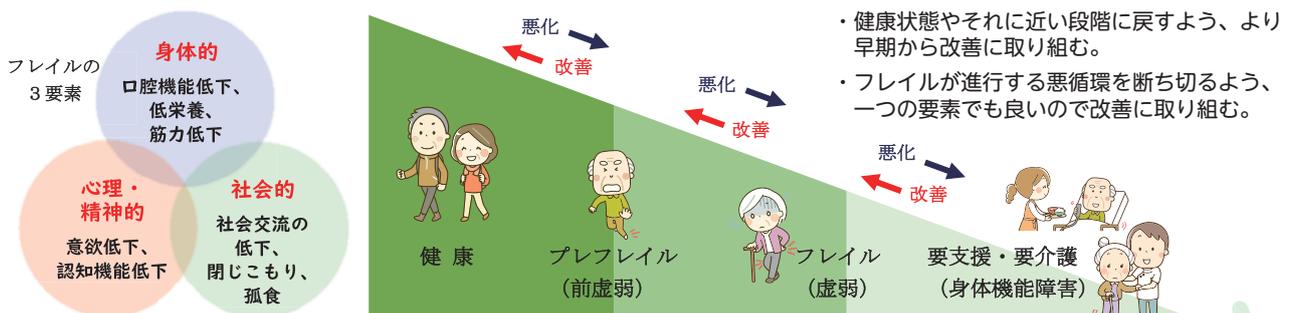
- ① 通いの場の普及啓発・立ち上げ支援
- ② 介護予防教室の開催
- ③ 認知症予防教室
- ④ 通所型介護予防事業
(運動器機能向上教室「足腰しゃんしゃん教室」)
- ⑤ 介護予防サポーターの養成
- ⑥ 介護予防事業評価事業
- ⑦ 保険者機能強化推進交付金等の活用

2) 介護予防・生活支援サービス事業

コラム

フレイルとは？

加齢とともに、「体や心のはたらき」や「社会とのつながり」が弱くなった状態のことで、何も対策をせず放っておくと、介護が必要となる可能性が高い状態ですが、予防や改善ができる段階でもあります。早くに気づき、元気なうちから対策することが大切です。



コラム

通いの場とは？

地域の高齢者が定期的に、気軽に集い、ふれ合いを通して「生きがいづくり」や「仲間づくり」の輪を広げることで地域の介護予防の拠点となる活動の場です。

地域住民が活動主体となって、地域にある集会所等を活用して、介護予防に資する体操などの活動を行います。

市では、フレイル予防で健康寿命をのばし、元気に過ごしていただく一つの方法として、週1回体操やお話をして楽しむ場「通いの場」の立ち上げ支援を行っています。

興味のある方は高齢福祉課又はお近くの地域包括支援センターへお気軽にご相談ください。



■高齢福祉課
包括ケア推進係
☎ (23) 3600

基本目標 3 住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりの推進

(1) 自立生活への支援

●主な取り組み

- ①配食サービスの充実
- ②外出支援の充実
- ③高齢者日常生活用具給付等事業
- ④訪問理美容サービス事業
- ⑤寝具類等洗濯乾燥消毒サービス事業
- ⑥ごみ出し支援戸別収集事業
- ⑦高齢者の公共交通運賃無料化事業

(2) 介護者への支援

●主な取り組み

- ①介護者激励金支給事業
- ②介護者慰労金支給事業
- ③高齢者介護用品給付事業
- ④生活支援短期入所事業（高齢者短期入所運営事業）
- ⑤家族介護教室

(3) 暮らしやすい地域づくりへの支援

●主な取り組み

- ①高齢者の居住環境の向上
- ②高齢者の住居の確保
- ③バリアフリーのまちづくり
- ④消費者保護の強化
- ⑤防犯対策の強化
- ⑥交通安全対策

(4) 災害に強い安全な地域づくりの推進

●主な取り組み

- 1) 避難行動要支援者避難支援プラン個別計画作成
- 2) 防災体制や感染症対策の強化・避難行動要支援者避難支援台帳の整備・活用
 - ①防災意識の高揚
 - ②避難行動要支援者避難支援台帳の整備・活用
 - ③地域防災計画の見直し
 - ④防災対策と救助体制整備
 - ⑤災害に対する備えの充実
 - ⑥感染症に対する備えの充実
- 3) 緊急通報等の強化
 - ①緊急通報装置設置事業
 - ②老人福祉電話貸与事業（日常生活用具給付等事業）

基本目標 4 高齢者の社会参加と生きがいの推進

(1) 生きがいづくりへの支援

●主な取り組み

- ①生きがい活動支援通所事業（生きがいデイサービス）
- ②ふれあい・いきいきサロンの運営支援

(2) 社会活動への支援

●主な取り組み

- ①生涯学習
- ②高齢者学級
- ③文化活動への参加促進
- ④世代間交流の充実
- ⑤老人福祉センター等既存施設の活用
- ⑥老人クラブ活動等社会活動促進事業
- ⑦百歳賀寿贈呈・敬老記念品贈呈・敬老事業への補助

(3) 就業などの支援

●主な取り組み

- ①シルバー人材センター活動支援事業

コラム

「ふれあい・いきいきサロン」とは？

地域の中で、日頃家に閉じこもりがちな方や、昼間1人になってしまう高齢者等の、寝たきりや認知症等の予防的な面を中心とした地域の交流拠点づくりを目的として活動する団体のことです。

■活動の内容

茶話会、健康体操、会食会、趣味活動、軽スポーツ等、サロンごとに様々です。

■実施場所

集会所、個人宅、公共施設等、地域住民が気軽に集まれる場所で活動しています。



基本目標 5 介護保険事業の適正・円滑な運営

(1) 介護サービスの充実

●主な取り組み

- ①居宅介護サービスの充実
- ②地域密着型介護サービスの充実
- ③施設介護サービスの充実

(2) 介護保険サービスの質の向上と円滑な運営

●主な取り組み

1) 介護サービスの円滑な提供

- ①介護給付に係る介護給付等対象サービスの円滑な提供
- ②予防給付に係る介護予防給付等対象サービスの円滑な提供
- ③苦情処理体制
- ④負担の軽減（社会福祉法人等利用者負担軽減助成事業）
- ⑤介護保険運営協議会（地域包括支援センター運営協議会）開催
- ⑥介護保険講演会

2) 居宅介護支援事業所連絡会の支援

3) 制度の普及啓発

4) 介護保険給付の適正化

- ①要介護認定の適正化
- ②ケアプラン点検（住宅改修の点検、福祉用具購入・貸与調査）
- ③医療情報との突合・縦覧点検

6 第1号被保険者の所得段階別保険料

以下のように所得段階別の保険料を設定しました。

所得段階	対象者	基準額に 対する割合 (軽減前)	年額 保険料 (軽減前)	参考月額 保険料 (軽減前)
第1段階	○生活保護被保護者 ○老齢福祉年金受給者であって世帯全員が 市民税非課税 ○世帯全員が市民税非課税で、 本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が 80万円以下	0.285 (0.455)	22,230円 (35,490円)	1,853円 (2,958円)
第2段階	○世帯全員が市民税非課税で、 本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が 80万円超120万円以下	0.485 (0.685)	37,830円 (53,430円)	3,153円 (4,453円)
第3段階	○世帯全員が市民税非課税で、 本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が 120万円超	0.685 (0.690)	53,430円 (53,820円)	4,453円 (4,485円)
第4段階	○世帯の中に市民税課税の人がいるが、 本人は市民税非課税で、 課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下	0.900	70,200円	5,850円
第5段階	○世帯の中に市民税課税の人がいるが、 本人は市民税非課税で、 課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円超	1.000	78,000円	6,500円
第6段階	○本人が市民税課税で、 前年の合計所得金額が120万円未満	1.200	93,600円	7,800円
第7段階	○本人が市民税課税で、 前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満	1.300	101,400円	8,450円
第8段階	○本人が市民税課税で、 前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満	1.500	117,000円	9,750円
第9段階	○本人が市民税課税で、 前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満	1.700	132,600円	11,050円
第10段階	○本人が市民税課税で、 前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満	1.900	148,200円	12,350円
第11段階	○本人が市民税課税で、 前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満	2.100	163,800円	13,650円
第12段階	○本人が市民税課税で、 前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満	2.300	179,400円	14,950円
第13段階	○本人が市民税課税で、 前年の合計所得金額が720万円以上	2.400	187,200円	15,600円

※所得段階が第1段階から第3段階の被保険者の保険料については、公費(国1/2、県1/4、市1/4)が投入され軽減されています。

7 主な相談先



二本松市 保健福祉部 高齢福祉課 (本庁舎 1階 (包括ケア推進係は2階))

- 長寿福祉係 電話番号 55-5114 (高齢者の福祉サービスや虐待に関すること など)
- 介護保険係 電話番号 55-5115 (要介護認定や介護保険サービスに関すること など)
- 包括ケア推進係 電話番号 23-3600 (認知症や介護予防に関すること など)



二本松市 第十次高齢者福祉計画・第九期介護保険事業計画 概要版

発行：令和6年3月

編集：二本松市 保健福祉部 高齢福祉課

福島県二本松市金色403番地1 TEL:0243-55-5115 FAX:0243-22-1547